

議案第 5 9 号

岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（令和４年岩倉市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

別表第４南部中学校運動場照明施設の項中「使用する」を「利用する」に改める。

別表第４に備考として次のように加える。

備考

- １ 利用者が市内に住所を有しない者である場合は、この表に定める使用料の２倍の額とする。ただし、第９条の規定により使用料を減免された利用者については、この限りでない。
- ２ 野寄テニスコートの管理棟内シャワーについては、備考１の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその利用を許可するものについて適用し、施行日前に利用を許可したものについては、なお従前の例による。

